

5 学校における食物アレルギー対応について

【学校における食物アレルギー対応指針〈富山県版〉平成 29 年 2 月 富山県教育委員会発行】

(1) 食物アレルギー対応の基本

食物アレルギーを有する児童生徒等が他の児童生徒等と同じように学校生活を安全に安心して過ごすためには、各学校の状況に応じ、その児童生徒等の視点に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急時対応などを行うことが重要です。

このため、教育委員会や学校においては、以下に示した「食物アレルギー対応 三つの柱」を踏まえ、学校給食等における食物アレルギーの対応を組織的に進める必要があります。

食物アレルギー対応 三つの柱

目標

食物アレルギーを有する児童生徒等が、学校生活を安全に安心して過ごすことができ、かつ自己管理能力を高めることができる

正確な情報の把握・共有 アレルギー疾患の理解

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省）、特に「学校生活管理指導表」の活用の徹底

- すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する。
- 学校生活管理指導表の提出を必須とし、対象者を限定する。
 - ・対象者を限定することで、安全・安心な給食等を実現する。
 - ・学校生活管理指導表運用のため、主治医・医師会等と連携する。
- 食物アレルギー対応委員会を設置する。
 - ・各教職員の役割を明確にして、危機管理意識を高める。
 - ・学校の基本方針、誤食・誤配を防止するための校内マニュアルを策定する。
 - ・保護者から情報収集を行い、相互理解・情報共有を図る。（保健調査票、面談等）
 - ・個別の取組プラン案を作成、決定し、全教職員で情報共有を図る。

日常の取組と事故予防

学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組組織対応による事故予防

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先する。
 - ・原因食物を「提供する」か「提供しない」かの二者択一を原則的な対応とする。
 - ・学校及び調理場の施設整備、人員等を考えた対応を行う。（過度に複雑にしない）
- 組織で対応し、学校全体で取り組む。
 - ・校内マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、対応する。
 - ・事故及びヒヤリハット等が発生したときは、事例の情報共有、改善の検討を行う。
 - ・進学・転学等の場合にもリスクを減らすため、学校間で情報の共有を図る。

緊急時の対応

研修会・訓練等の実施、体制の整備

- 食物アレルギー対応の要素を組み入れた危機管理マニュアルを作成する。
 - ・緊急時対応に備え、主治医、学校医、医療機関、消防機関等と連携を図り、応急処置や連絡先を事前に確認する。
 - ・緊急時対応について、校内外で共通理解を図る。
- エピペン[®]を正しく扱えるように実践的な研修を毎年度実施する。
（エピペン[®]とは、アドレナリン自己注射薬を指す）

(2) 配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ(例)

	実施項目	内容	関連様式一覧	
就学時健康診断・入学説明会等(新入生)・前年度末・新年度(在校生)	1	食物アレルギーを有する児童生徒等の実態調査	○就学時健康診断や入学説明会等の機会や進級時に、全員に保健調査票等を配布し、実態調査を行う。 ○進学先、転学先へ書類を送付し、引き継ぎを行う。	《様式1》食物アレルギー等の調査について ※送付書類 《様式3、4、5、6》の写し
	2	配慮や管理が必要な児童生徒等の確認	○学校は、実態調査や保護者との面談等から、学校での配慮や管理の必要の有無を確認する。	《様式1》食物アレルギー等の調査について(提出されたもの)
	3	対象となる児童生徒等の保護者へ「学校生活管理指導表」等の書類を配付し、医療機関への受診を依頼	○配慮や管理が必要な場合は、必要な書類を主治医や保護者に記入してもらい、保護者が入学校(在籍校)に提出する。学校は、必要に応じて保護者と面談を行い、詳細な内容を確認する。 ○食物アレルギーはあるが、「管理不要」または「配慮を希望しない」場合は、校内で情報を共有し、児童生徒等には日常的な健康観察及び指導を行う。	《様式2》学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について 《様式3》学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の記載について 《様式4》食物アレルギー・アナフィラキシー調査票 《様式5》アレルギー対応依頼書兼同意書
3月末まで	4	食物アレルギー取組プラン案の作成及び対応実施の決定	○学校生活管理指導表や食物アレルギー調査票等を基に、対象の児童生徒等の取組プランを作成する。 ○作成した取組プランを食物アレルギー対応委員会で検討し、決定する。	《様式6》食物アレルギー取組プラン
	5	保護者との面談	○安全に給食を提供できる体制を保護者とともに最終確認する。 ○保護者に対応内容について、了解を得る。(取組プランに署名)	《様式6》食物アレルギー取組プラン 《様式7》面談チェックリスト
4月～3月	6	全教職員・関係者の共通理解	○取組プランについて、共通理解を図る。 ○緊急時の対応等の研修会を開催する。	《様式6》食物アレルギー取組プラン
	7	対応の開始	○担当ごとに、取組プランに基づいて対応する。 ○保護者に、毎月下旬までに翌月分の「食物アレルギー対応食予定表」や「詳細な献立表」を配付する。 ○校外学習や宿泊学習の特別な行事等では、改めて周知徹底を図る。	《様式6》食物アレルギー取組プラン 《様式8》食物アレルギー対応食予定表 《様式9》食物アレルギー対応食配送確認表 《様式10》食物アレルギー対応食チェック表 《様式11》食物アレルギー対応食解除(一部解除)申請書
	8	教育委員会等に対応内容等を報告	○教育委員会や医療機関、消防機関と連携する。 ○食物アレルギー対応や事故に関する報告等を行う。	《様式13》アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方を受けている児童生徒等の実態調査について 《様式14》食物アレルギー等事故発生報告
	9	評価・見直し個別指導	○定期的・臨時的(事故発生時等)に、取組プランの評価・見直しを行う。 ○保護者や児童生徒等に個別指導や定期的な面談を行う。	《様式6》食物アレルギー取組プラン

※様式等は、学校における食物アレルギー対応指針(富山県版)、県保健体育課ホームページ参照

(3) 学校と関係機関との食物アレルギー対応に関する連携・報告について

報告内容	報告方法	報告日等	学校	市町村教委	教育事務所	保健体育課	県教育委員会	学術振興課(私学担当)	連携体制
1 食物アレルギー対応実施状況調査 (学校給食実施状況調査時) ※学校給食実施校のみ	様式12提出	9月下旬ごろ	公立幼小中学校 県立学校	→	→ → →	→ →			・教育委員会が開催する研修会の資料とする。
2 アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方を受けている児童生徒等の実態調査について	様式13提出	5月	公立幼小中学校 県立学校 私立学校(園は除く)	→ ^{1部}			→ ^{1部}	← ^{2部} ① ②	・教育委員会は、学校を管轄する消防機関に情報を伝える。報告する内容は、様式13を参考とする。
3 発生時	☐症状チェックシート 救急車で搬送	電話報告 速やかに	公立幼小中学校 県立学校 私立学校(園)	→	→ →	→ →			・教育委員会は、学校に対し、今後の児童生徒等やその保護者、または他の児童生徒等への対応に関して、必要な指導助言を行う。
	医療機関受診								
4 食物アレルギー等の事故発生 経過措置	☐症状チェックシート 救急車で搬送	様式14提出 速やかに	公立幼小中学校 県立学校 私立学校(園)	→	→ →	→ →	→ →	→ →	・事故発生当日に、電子メール又はFAXにて報告書を提出する。 ・経過報告は、事態が終息するまで毎日行う。 ・学校では、事故発生の経過と対応について共通理解を図り、再発防止と適切な対応の実施を徹底する。
	医療機関受診								
5 事後報告	☐症状チェックシート 救急車で搬送	学校保健関係調査 年度末	公立幼小中学校 県・国立学校 私立学校(園は除く)	→	→ →	→ →	→ →	→ →	・例年実施している学校保健関係調査の質問項目とする。 ・教育委員会が開催する研修会の資料とする。
	医療機関受診								
	経過観察								

※3～5の項目の「救急車で搬送」「医療機関受診」「経過観察」は、『学校における食物アレルギー対応指針(富山県版)』☐症状チェックシート(P.31)を参考に分類しています。ただし、「医療機関受診」は、帰校後に保護者の判断で受診された場合も含まれます。

※学校給食を起因とする食物アレルギーにかかる治療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となります。

※様式等は、学校における食物アレルギー対応指針(富山県版)、県保健体育課ホームページ参照